

地方法人課税の何が問題なのか

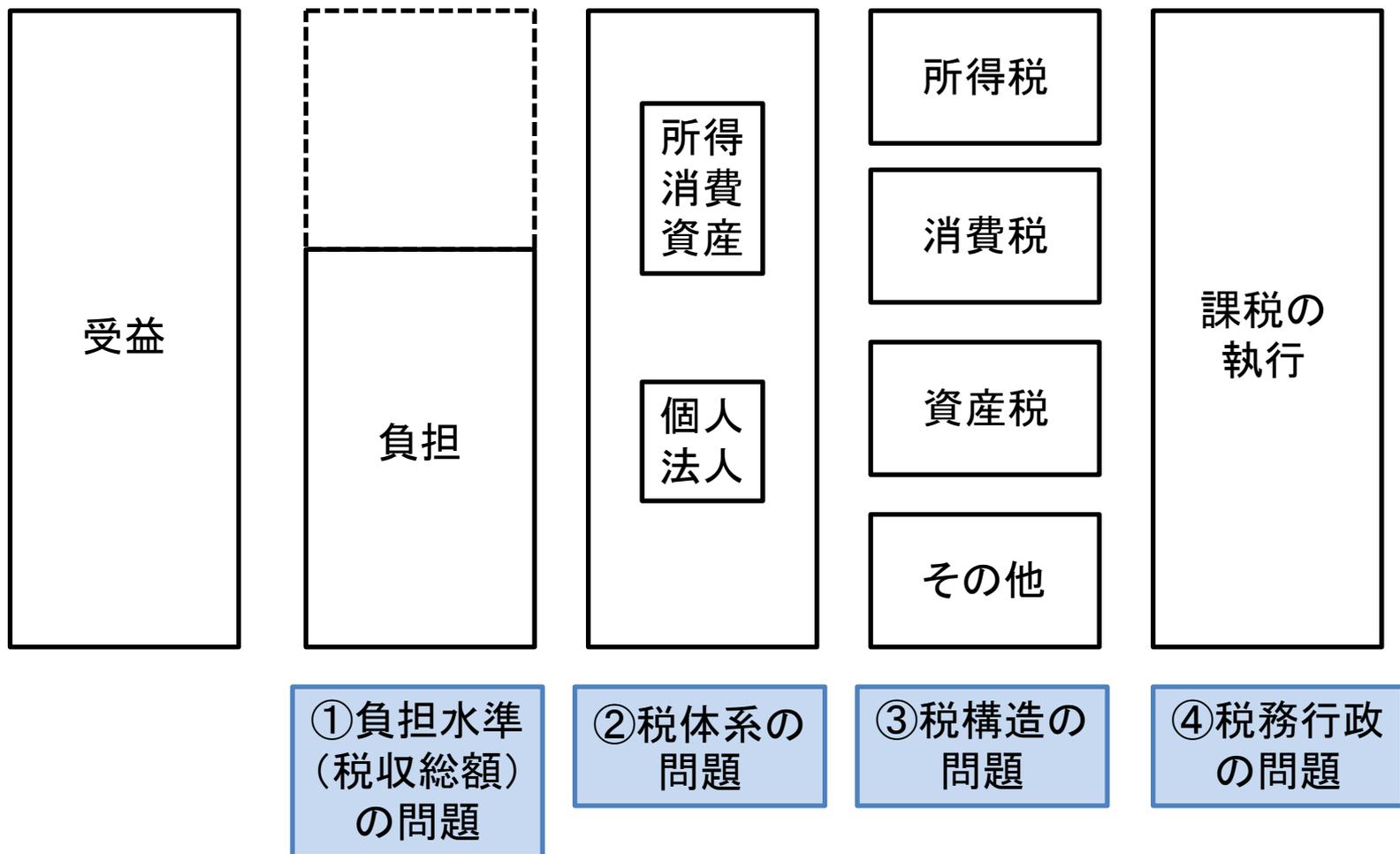
関西学院大学

林宜嗣



地方税改革の視点

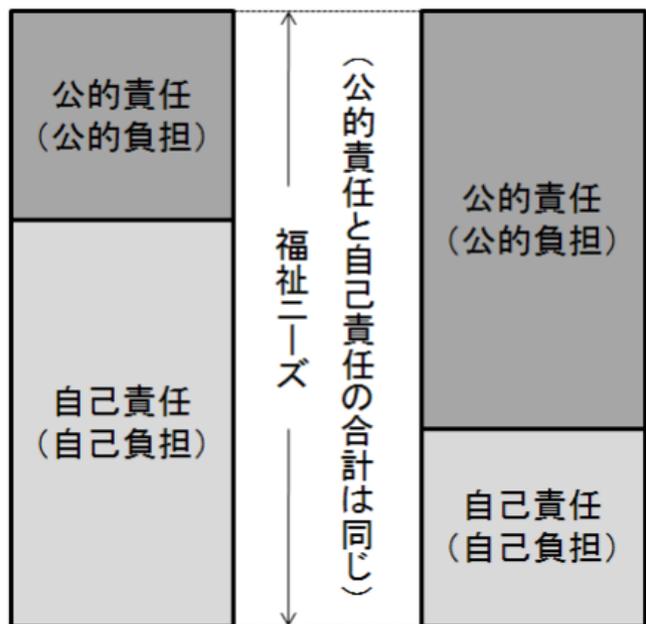
地方税改革:どのレベルの改革かを見極める必要あり



定型的な「中福祉・中負担」論は問題

- 「北欧型の高福祉・高負担社会が望ましいか、アメリカ型の低福祉・低負担社会が望ましいか」という選択問題の場合、答えは中間、つまり「中福祉・中負担」に落ち着くことが多い
- しかし、国民はほんとうに「中福祉・中負担」を望んでいるのか？

福祉における公私分担考え方
低福祉・低負担社会 高福祉・高負担社会



負担を「公的負担(税+保険料)」ととらえるのではなく、「公的負担」+「自己負担」としてとらえる必要あり。

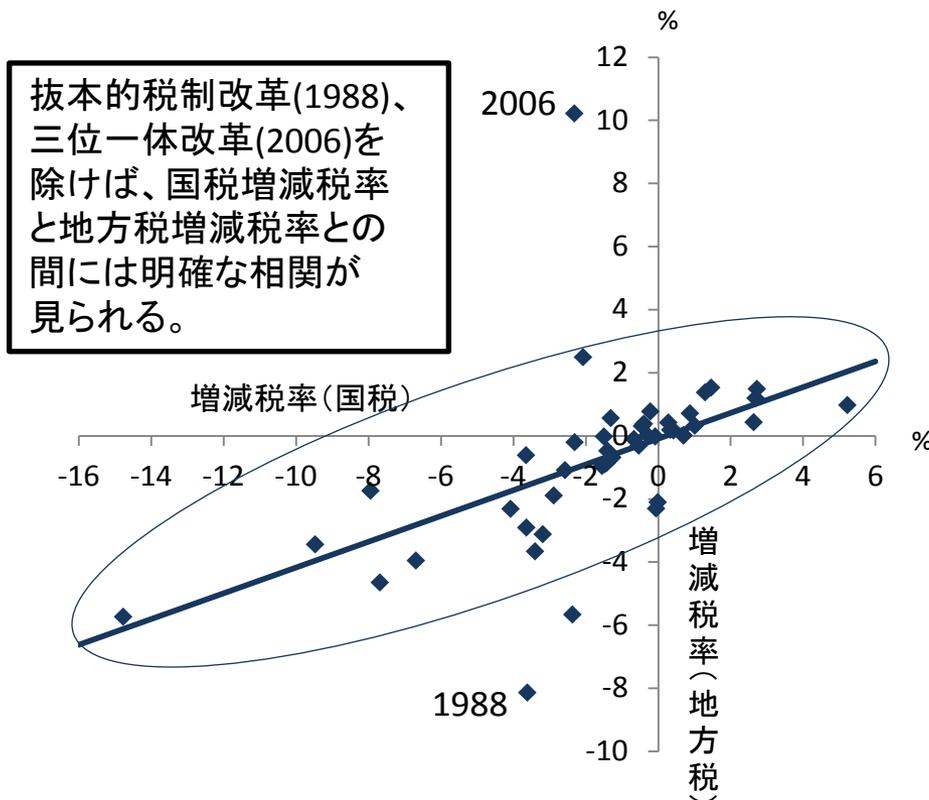
出所) 林宜嗣『分権型地域再生のすすめ』有斐閣。

地方税の独立性を強化すべき

かつての税制改革の本流は「租税の一般原則」が根拠
勤労意欲、消費の歪み、企業の海外競争力等々

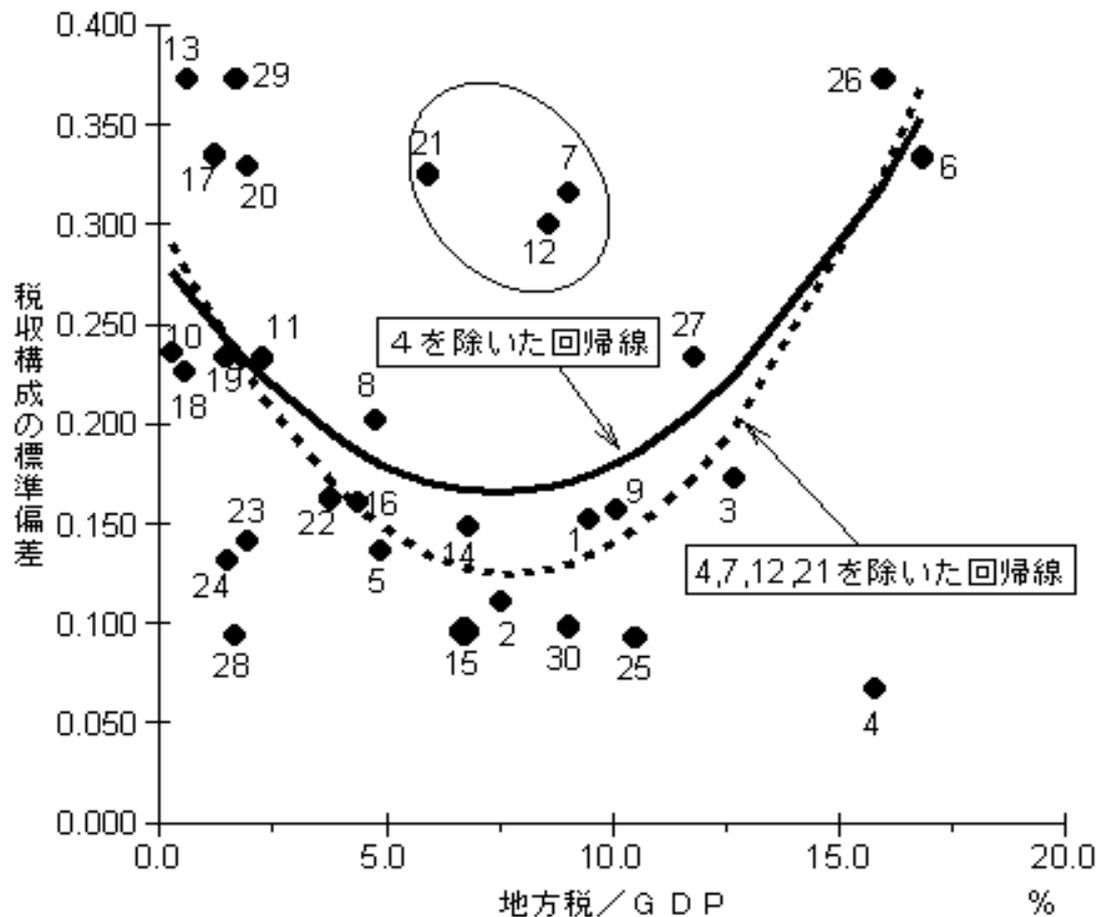


国・地方の山分け・痛み分けの構図



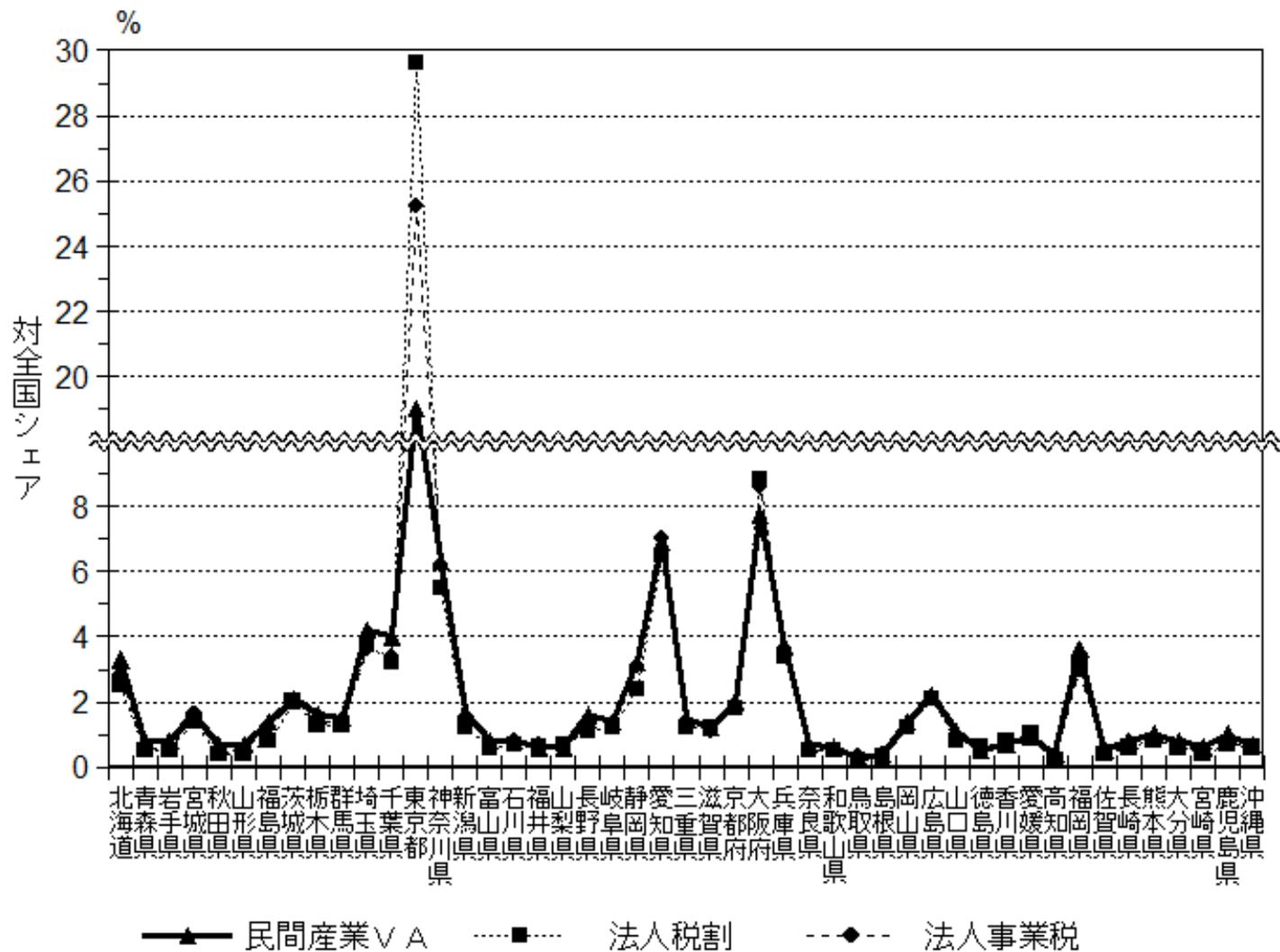
地方にふさわしい基幹税を地方に重点配分すべき

地方分権が進むと地方税体系のバランスが崩れる



地方法人課税改革の視点

税収の偏在は問題か？



税収偏在問題の本質

東京を除けば、法人二税の税収シェアは民間産業の付加価値額シェアと相関利益法人は大企業がほとんどであり、分割基準に事業所・従業者数など外形を利用していることから、当然の結果。

シェアに若干の相違(東京都の税収シェアが大きい)があるのは、民間産業VAは全企業であるのに対して、税負担が大企業に偏っているため。

従業員規模300人以上の法人を対象に、製造業の従業者数、その他法人(電気・ガス等を除く。工場従業者1/2加算前)の従業者数・事業所数(シェア)で説明すると、法人事業税のシェアの99.8%が説明可能。

法人税割シェアに対する従業者数シェアの説明力は98.9%。

➡ 法人事業税:完全外形課税にすれば格差は縮小

GDP型VAT

しかし、……

税収偏在はさらに拡大する可能性

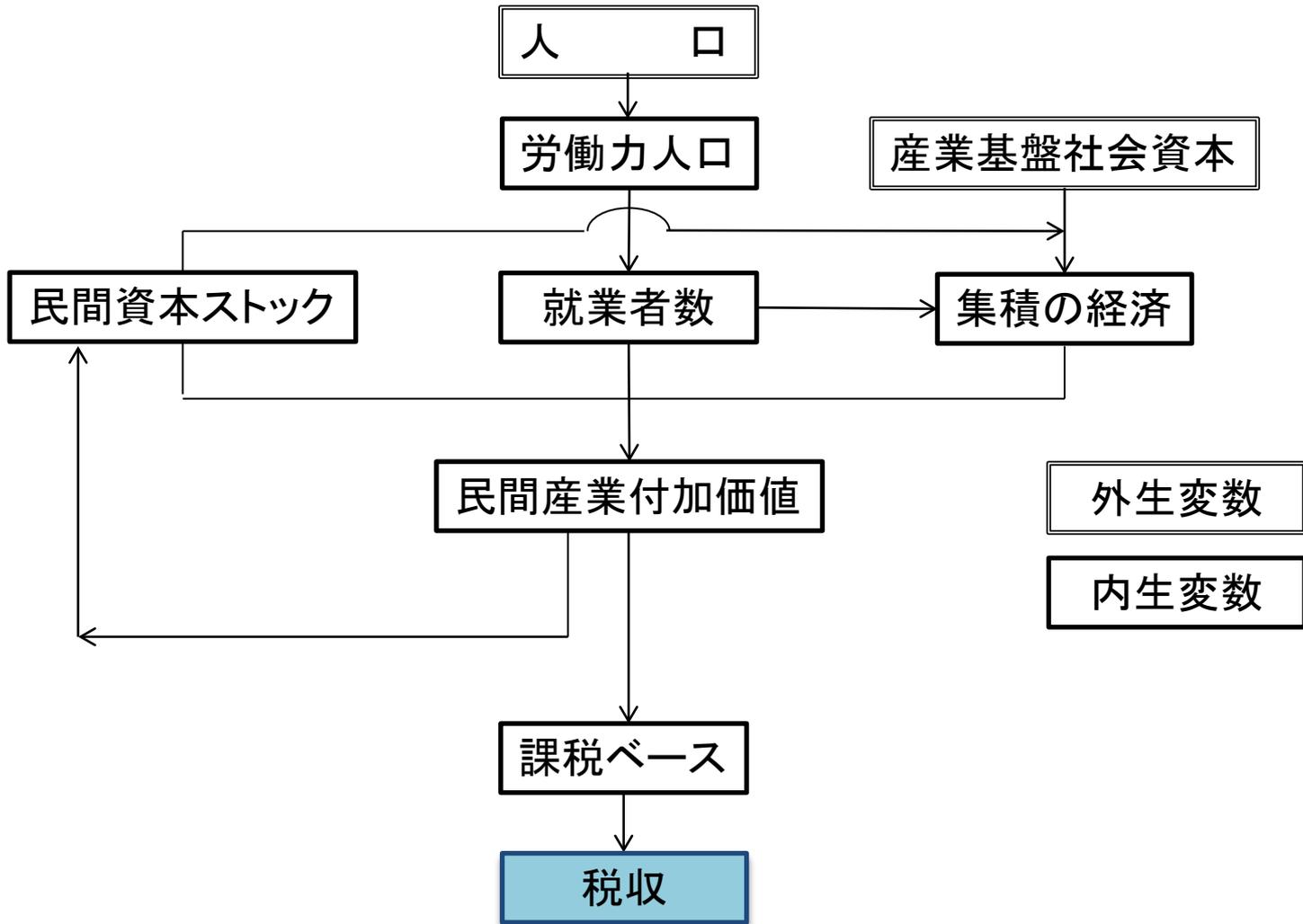
実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結
 格差是正のためには、分割基準の操作が必要。
 現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率
 (2010～35) (単位:%)

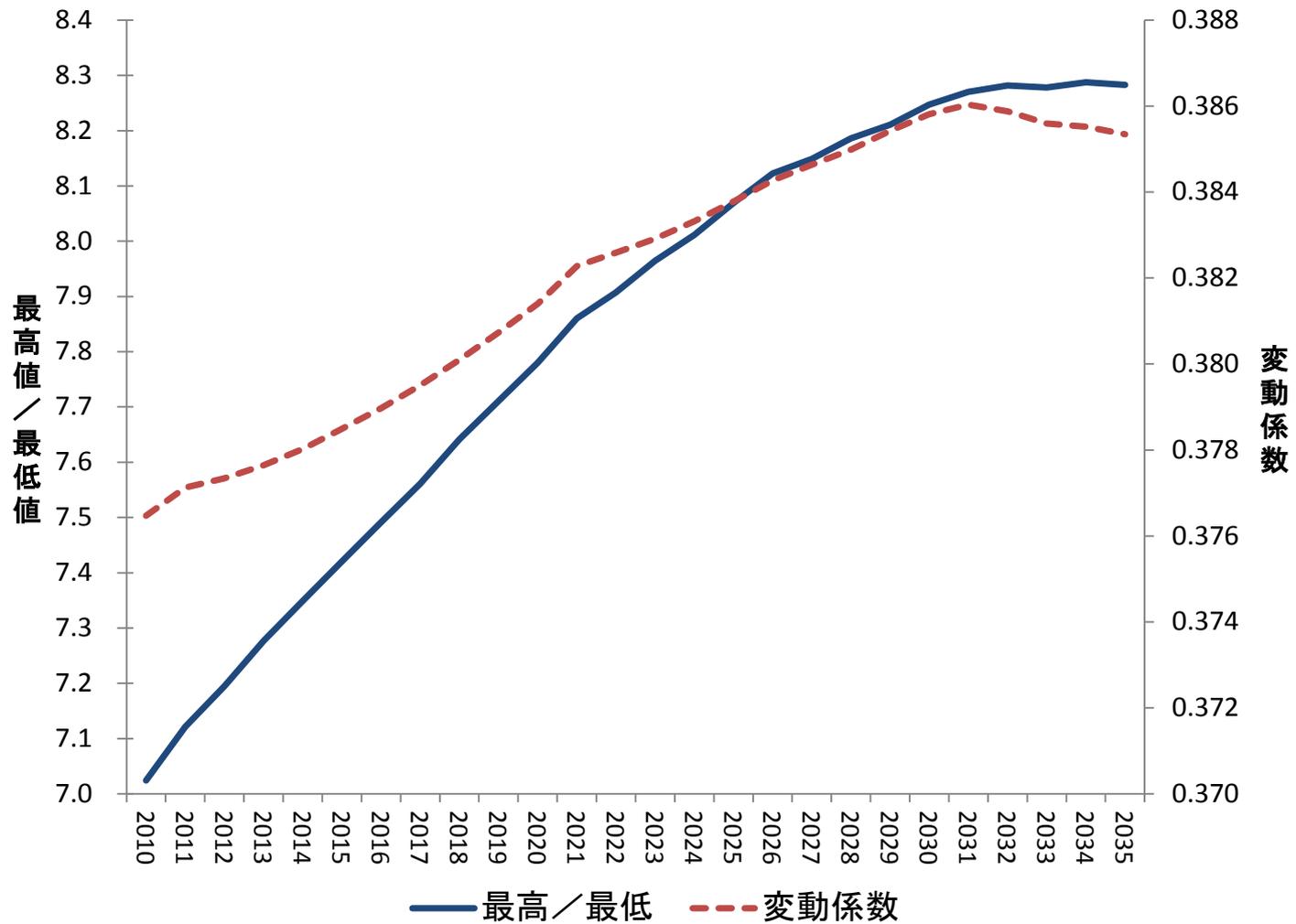
	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.5
青森県	-26.9	-38.8	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.6
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-16.0	-26.0	長野県	-19.4	-27.9	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.9
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29.0	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24.0	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.9	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18.0	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.8
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3.0	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.8
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.5

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)
 労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

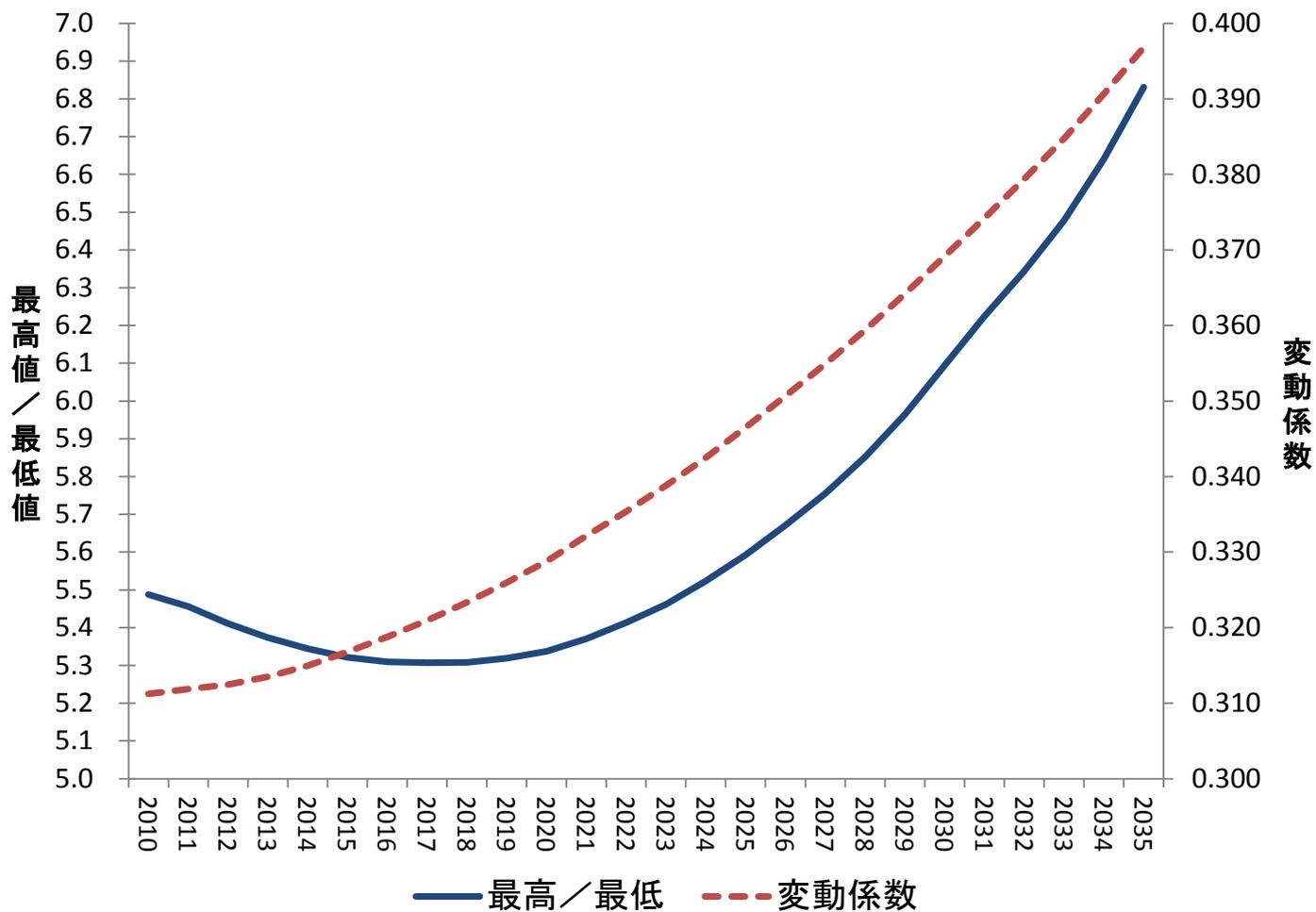
将来予測のためのフロー・チャート



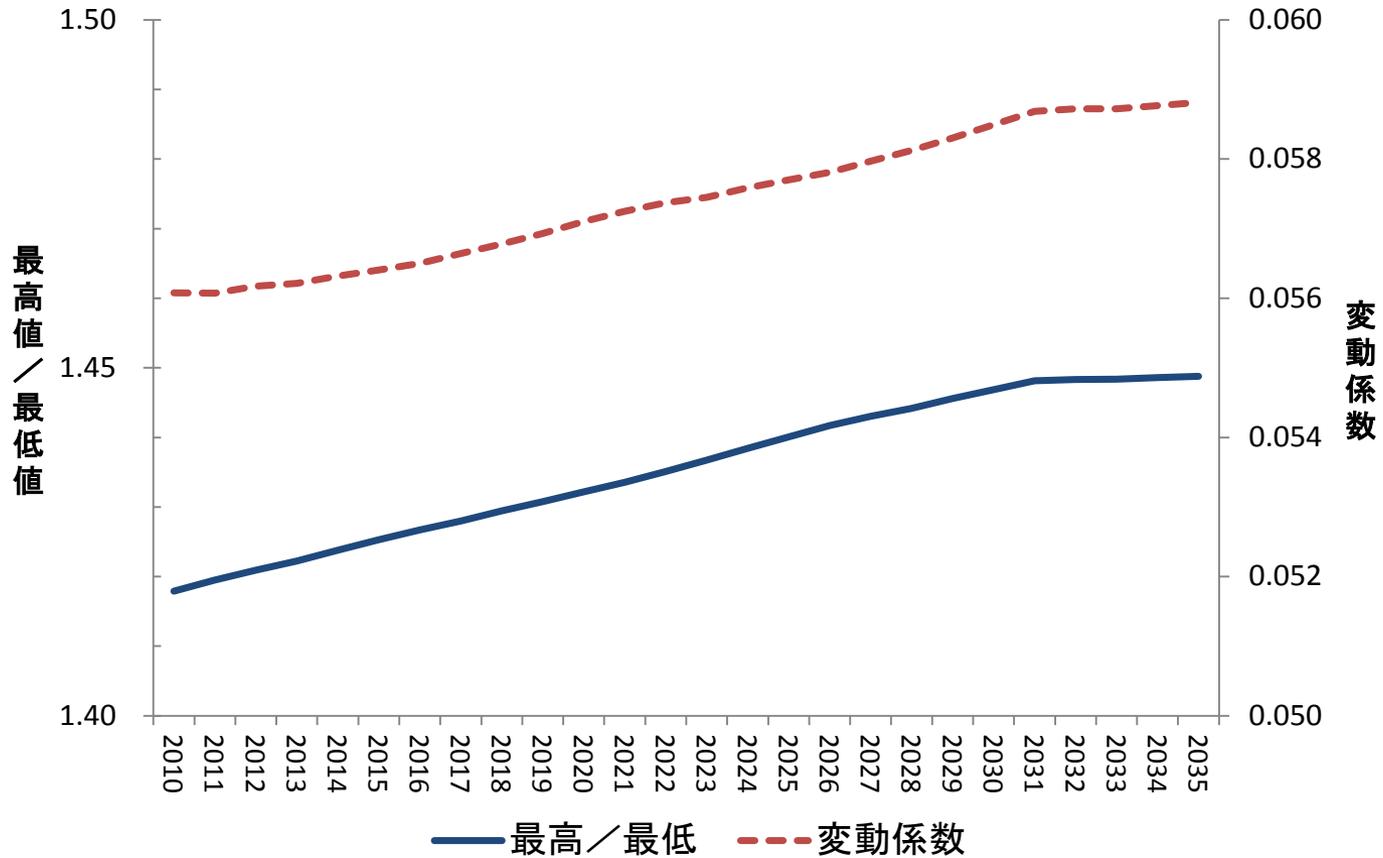
法人住民税法人税割(人口当たり)の格差予測



法人事業税(人口当たり)の格差予測



地方法人特別譲与税(人口当たり)の格差予測



金額は人口1000人当たり(単位:100万円)

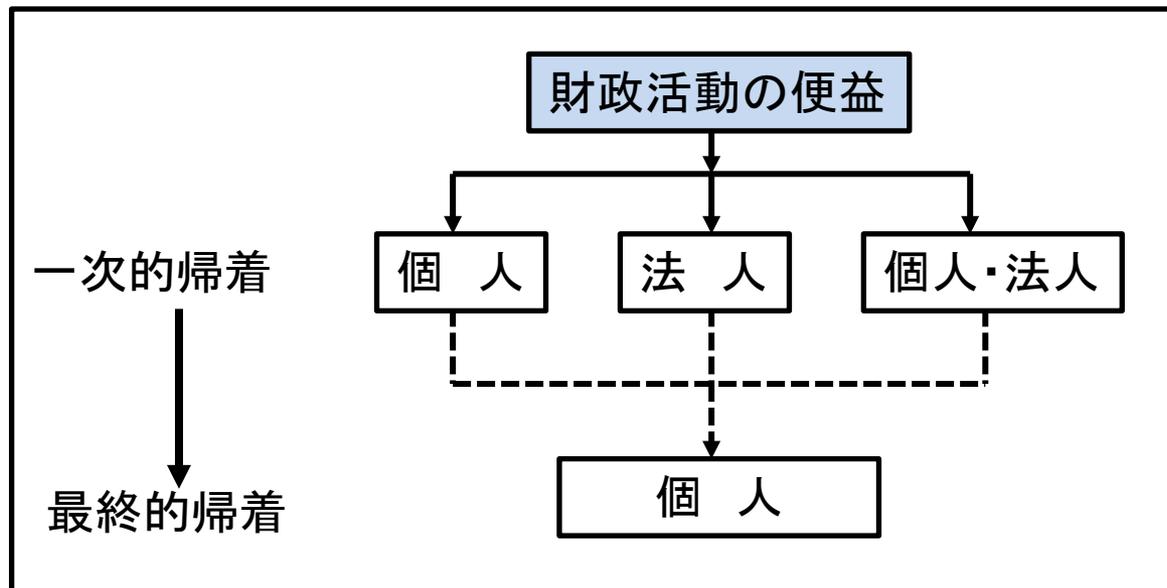
	2010		2015		2020		2025		2030		2035	
最低	千葉	9.55	千葉	10.18	千葉	10.70	千葉	10.88	千葉	10.86	千葉	10.59
最高	東京	13.54	東京	14.52	東京	15.32	東京	15.66	東京	15.71	東京	15.34
最高値／最低値	1.418		1.425		1.432		1.440		1.447		1.449	

地方法人課税の意義

財政の便益と負担は最終的には個人に帰着する

最終的な便益の帰着が明確に判断できるなら、(応益を前提とした)税は個人の便益に応じて課税すればよい。

しかし、どのような経路で、どのグループに便益が帰着するかは不明。



そこで、次善策として

法人に一次的に帰着する部分は法人に対する課税で。

法人税事業税と法人税割の類似点と相違点

法人事業税

法人税の計算において損金扱いされていること、分割基準として企業の活動実態を表す代理指標として外形的要素を取り入れていることから、企業活動に関する応益課税としてとらえることができる。

しかし、課税ベースは一部が外形しかも、資本金1億円以上という問題。

法人税割

法人税をどうとらえるかに、現行制度の評価が左右される。

擬制説

分割基準(従業者数)で配分することは問題。

分割基準に従業者数を用いているとすれば実在説

利潤に課税(法人税割)するのは問題ではないか。

法人課税に大きく依存する地方財政の構造

税負担と受益の一次的帰着（林試算：2009年度）

		(単位:10億円・%)				
		社会全体	個人	法人	合計	
負担	都道府県税		9,277	4,749	14,026	
		※	66.1	33.9	100.0	
	市町村税		9,277	6,165	15,442	
		※	60.1	39.9	100.0	
	合計		21,120	13,197	34,316	
		※	61.5	38.5	100.0	
受益	都道府県		21,120	14,612	35,732	
		※	59.1	40.9	100.0	
	市町村		9,394	16,400	2,693	30,182
			31.1	54.3	8.9	100.0
	合計		9,991	19,038	3,699	33,973
			29.4	56.0	10.9	100.0
		19,385	35,438	6,392	64,155	
		30.2	55.2	10.0	100.0	

※印は地方法人特別税を含む場合。
 受益において社会全体、個人、企業の計が合計と一致しないのは他に農業があるため。

法人二税改革の方向

◆ 応益課税の観点から外形標準課税は拡大すべき。

課税法人を資本金1億円超としたために、適用対象は大企業に限定

現行制度は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であるといった問題が指摘されている。応益課税の原則と税制の基本である簡素化に照らして、整理統合などの検討を行うべき。

◆ 「外形標準課税の適用」と「税負担の軽減」をセットで改革すべき。

◆ 法人事業税と法人住民税(法人税割)とは別の課税根拠と考えるべき。

法人事業税の国税化(地方法人特別税)ではなく、法人住民税の国税化こそ必要

◆ 地方法人課税の地域間格差は問題だが、格差是正を目的とした対策(分割法人・特別譲与税)は問題あり。

税制改革の結果としての格差是正こそ重要。それでも格差が残る場合は財政調整で解決すべき。